

上越市地域商業活性化事業補助金

商店街や商工団体等が取り組む収益力向上に持続的な効果、または直接的な売上増加に効果が見込まれる事業を支援します。

プレミアム付商品券発行事業など「販売促進コース」を実施する場合、令和5年度は他のコースとの組み合わせを要件としていましたが、令和6年度においては、能登半島地震による消費や売上への影響を踏まえ、「販売促進コース」のみで実施することができます。

募集期間

令和6年4月1日（月）～12月27日（金）※

※ 予算額に達し次第、募集を終了します。

【上越市ホームページ】

申請書の様式などの
詳細はこちらをご覧ください。



補助対象者

市の区域内に事務所等を有し、かつ市税等を完納している次の(1)～(5)のいずれかに該当する団体が対象となります。

- (1) 商店街振興組合法第2章に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (2) 組合員の数が20以上の中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合のうち、その組合員の3分の2以上が小売業又はサービス業を営むもの
- (3) 商工会法第2章に規定する商工会及び商工会議所法第2章に規定する商工会議所
- (4) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者10者以上によって任意に組織された団体
- (5) その他市長が必要と認める団体

補助金の額等

- | | | | | |
|-----------|-----|-----|-------|-------|
| (1) 一般事業 | 補助率 | 2/3 | 補助限度額 | 250万円 |
| (2) 連携事業※ | 補助率 | 3/4 | 補助限度額 | 500万円 |

※ 2つ以上の団体が連携して実施する事業

合併した商工会が取り組む事業も「連携事業」として申請できます

補助対象事業

以下の要件をすべて満たす事業を補助対象とします。

- (1) 構成員の収益力向上に持続的な効果、または構成員の直接的な売上増加に効果が見込まれる事業
- (2) 事業効果が広く地域に波及することが期待される事業

補助対象経費

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助対象経費	補助対象経費の内容
謝金	講師、講演者に対する謝金	景品費	景品費 ※別途要件あり
賃金	本事業の業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者の賃金	使用料及び賃借料	会場や機材等の借上料
		需用費	事業実施に係る物品等の購入費
旅費	講師等の旅費やその他事業実施に必要な職員の旅費	事務費・通信運搬費	通信運搬費や金融機関振込手数料等の経費
広告宣伝費	事業の広告宣伝に係る経費	委託費	申請団体等が直接実施できないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
販売促進費	販売等の促進に係る経費		
開発費	新商品・新サービスの開発に係る経費	その他	上記区分以外で事業実施に市長が必要と認める経費

提出先
問合せ先

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 木田第二庁舎 2階
上越市産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室
TEL: 025-520-5734 (直通) FAX: 025-520-5852 E-mail: chukatsu@city.joetsu.lg.jp

補助対象外経費

(1) 賞金、商品券、1人当たり1万円を超える商品および商品券	(3) 不動産の取得に係る経費
(2) 事業の実施者および関係者の飲食および遊興に係る経費	(4) 常用で雇用している者の経費
	(5) その他市長が不適当と認める経費

補助対象事業の内容

【別表】 ※下記コースから1つ以上選択してください。複数のコースを組み合わせることも可能です

コース番号	コースの名称	補助対象事業の内容
1	新商品・新サービスの開発又は改良コース	一店逸品創出運動、商店街内外の事業者間の連携による商品・サービスの開発、商店街ギフトの開発・改良（パッケージ等の改良を含む）・販売、一括注文・配達販売、ワンストップ窓口の設置などの新商品・新サービスの開発・改良に取り組み、補助事業後も継続して商品の販売やサービスを提供する事業 ⇒商業団体等全体で取り組む事業を対象とする。なお、商業団体等の三者以上の事業者が個別に取り組む新商品開発に対し、商工団体等が支援する事業を含む。
2	DX化コース	専門家の知見をいかした各種データの収集・分析・活用など、デジタル技術を用い、団体等がイノベーションに取り組む事業
3	経営力向上コース	団体等の経営力や営業力を向上させるセミナー、研修会、講演会または勉強会を開催、参加する事業
4	魅力PR・情報発信強化促進コース	Webサイトの作成、SNS広告（Facebook、Instagram、X（旧Twitter）、LINE等）、インターネット上のビジネスプロフィールの登録、商店街マップの作成、商店主カード・商店主ガイドの作成等商店主の個性と魅力を発信する取組など、新しい広報活動の開拓を通じ、団体等の魅力の発信や情報発信を強化する事業
5	顧客との関係性構築・強化コース	商店主が講師となる「まちゼミ」等のカルチャースクールなどを運営し、顧客との関係性を高めて固定客化に繋げる取組、ポイントカードシステムの導入（より良いサービスへの変更も含む）、商店街・商業団体等の会員・サポーターの募集、会員限定セールやイベントの開催、ファンミーティングの開催など、団体等が消費者向けの講習会の開催や会員限定サービスの導入に取り組み、顧客の固定客化を促進する事業
6	顧客ニーズ把握・活用コース	アンケート調査・グループインタビューなどを実施することで、団体等の収益力の向上に向けて顧客ニーズを把握し、活用する事業
7	テーマ・コンセプト形成又は浸透コース	コンセプトに基づく統一販促資材を作成する事業など、団体等の特徴や強み（歴史や文化など）をいかしたテーマやコンセプトの形成、浸透させる事業
8	テナントミックス推進コース	団体等のビジョンまたはコンセプトを実現するために最適な店舗の誘致または、不足業種の進出を促進する事業
9	販売促進コース	プレミアム付商品券の発行やスタンプラリー、共同セールの開催など、団体の構成員が自らの商品の販売又はサービスの提供を促進する事業
10	その他の事業コース	1から9までに掲げるコースのほか、収益力向上に効果があり、かつ補助事業後も事業効果が持続すると市長が認める事業

注意事項

- ・補助対象となるのは、事業実施前の取組に限ります。（事業実施後の申請はできません）
- ・申請時の事業内容に変更が生じる場合は、必ず問合せ先へ事前に相談してください。
- ・補助事業完了後、3週間以内または令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに実績報告が必要です。